

教政第574号
令和2年8月18日

各市町村教育長 様

熊本県教育長 古閑 陽一

「市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な
学校運営のためのガイドライン」について（通知）

新型コロナウイルス感染症に関して、熊本県リスクレベルが現在「レベル4 特別警報」であり、県内の学校においても教職員や児童生徒の感染が確認され、強い警戒感を持って学校における感染症対策に取り組んでいく必要があります。

市町村立学校における感染症対策については、「市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン（令和2年5月26日熊本県教育長通知）」によりお示したところですが、このような状況を踏まえ、別添のとおり「市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」を策定するとともに、「新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準（令和2年6月26日付教体第363号熊本県教育長通知）」を改訂しました。

今後、各教育委員会におかれては、当該ガイドライン及び基準のほか、文部科学省による下記通知等を踏まえ、万全の感染症対策を講じた上で、教育活動と学びの保障の両立を目指して、教育活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。

併せて、本通知について貴管下各公立幼稚園、小・中・義務教育学校（八代市教育委員会は八代支援学校を含む。）に対し、周知いただくようお願いいたします。

- 「小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について」（令和2年8月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/content/20200806-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～新しい生活様式～」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

【担当】

熊本県教育委員会教育政策課 吉村

096-333-2699

市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した 持続的な学校運営のためのガイドライン

新型コロナウイルス感染症については長期的な対応を求められることが見込まれる。こうした中でも持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、児童生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要がある。

現在、本県の定める新型コロナウイルス感染症のリスクレベルが「レベル4 特別警報」であることを踏まえ、感染リスクの低減と教育を受ける権利の両立を図れるように、5月26日付け教政第206号で示した学校再開ガイドラインを再編集し、留意事項等を持続的な学校運営のためのガイドラインとしてまとめることにした。併せて、4月及び6月に改訂した「新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準」を廃止し、再度、改訂することにした。

各学校は、持続的な学校運営を継続するため、本ガイドラインや文部科学省が示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（2020.8.6 Ver. 3）（以下、衛生管理マニュアルという。）をもとに、万全の感染症対策を講じた上で、児童生徒等の健やかな学びを保障することを目指して、学校における教育活動に取り組むこととする。

※下線部は学校再開ガイドラインからの変更箇所

1 感染症対策について

(1) 出席停止及び臨時休業の考え方

ア 文部科学省が示した衛生管理マニュアルに基づき、今回改訂した別添1「新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準」により対応する。※4月及び6月に改訂した基準は廃止する。

イ 出席停止については、校内感染状況等を踏まえた感染防止の考え方に加え、児童生徒等や保護者の不安等にも配慮することを勘案する（9を参照）。

ウ 臨時休業等については、校内に感染者が判明した場合と、校内に感染者がいない場合とに区別し、いずれの場合も地域の感染状況等を踏まえ、臨時休業や分散登校等について適切に対応を行う。

エ 臨時休業等を行う場合については、健康福祉部局と連携を図るなどして子供の居場所の確保に努める。

オ いずれの場合も市町村の健康福祉部局と協議を行うなど連携を密にする。また、感染拡大の状況や国県市町村の分析・提言等を踏まえ必要な見直しを行う。

(2) 保健管理等に関すること

感染拡大防止の観点から、学校内及び家庭等において県で策定した本ガイドライン

並びに文部科学省が示した衛生管理マニュアルによる児童生徒等の保健管理の徹底を継続する。

ア 感染症対策のための取組

教育活動の実施に当たり、別添2の国が示した「新しい生活様式」を踏まえ、必要な措置を講じる。なお、別紙1「基本的な感染症予防対策についての周知事項」について確認し、児童生徒等・保護者に周知を行う。

(ア) 自宅等における健康管理

- a 毎朝、必ず検温及び健康状態の確認を行い、別紙2「健康観察表(例)」に記入する。(健康観察表：児童生徒等の朝の体温、体調等を記入し、登校時に持参させる。) また、児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようにお願いする。
- b 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られる場合は、学校に連絡し、登校せずに自宅で療養する。また、県のリスクレベルがレベル4の段階においては、同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も同様に、学校に連絡し、登校せずに自宅で待機とする。
- c 咳エチケット(登校時は原則マスクを着用。ただし、十分身体的距離(最低2メートル)が確保できる場合は、マスク着用は必要ない。また、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう指導する。)、こまめな手洗い(流水と石けん、登校後直ちに手洗い)、部屋の換気等の感染症対策をしっかりと行う。
- d 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの条件(3つの密(密閉、密集、密接))が同時に重なる場を避けて行動する。また、3つの条件が重ならない場合でも、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましい。
- e 「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」など規則正しい生活習慣を心がけ、心身の健康管理に努める。なお、運動する際は、適宜、熱中症対策をとり、実施する。
- f 新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合、濃厚接触者に特定された場合、PCR検査を受けることが決定した場合には、保護者が速やかに学校へ報告する。

(イ) 学校における健康管理

- a 登校時は、児童生徒等が自宅で記入した別紙2「健康観察表(例)」を活用して、体温、体調等について把握する。家庭で健康観察を忘れた又は未記入の項目のある児童生徒等については、教室に入る前に、職員室や保健室等に入室するように指導し、教職員が検温及び健康観察等を行う。登校前に健康状態を確認できなかった児童生徒等が多数いる場合には、全職員で連携して対応できるよう体制を整備する。
- b 児童生徒等の発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られる場合、保護者に連絡を行い、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは、自宅等で休養するよう指導する。なお、保護者の迎えまでの待機等により、学校にとどまる場合は、別室で待機させるなどの配慮を行う。また、保健室の利用については、様々

な要因で児童生徒等が集まる場所であるため、先に述べた症状のある児童生徒等が他の児童生徒等と接することがないようにする。

- c 学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難なため、清掃により清潔な空間を保つようにする。床は、通常の清掃活動の範囲で対応する。机、椅子の特別な消毒作業は必要がなく、清掃活動において、必要に応じて、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行う。大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。（日頃の清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。）トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。
 - d 児童生徒等及び教職員は、校内での教育活動に際しては、原則マスクを着用する。特に近距離での会話や発声等が必要な場合では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底する。ただし、十分身体的距離（最低2メートル）が確保できる場合は、マスク着用は必要ない。また、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう指導する。
 - e こまめな流水と石けんでの丁寧な手洗いと、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないように指導する。
 - f 換気は、可能な限り、常時2方向の窓を同時に開けて行う。気候条件等により、常時開けることが困難な場合は、30分に1回以上、数分程度2方向の窓を全開する。
 - g 授業等で空調を使用する場合は工夫してこまめに換気を行う。
 - h 人と人の距離については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守する。
 - i 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの条件が同時に重なる場を避けて活動する。また、3つの条件が重ならない場合でも、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましい。
 - j 学校医及び学校薬剤師などと連携して保健管理体制を整える。
- (ウ) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患のある児童生徒等について
- a 主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断を行う。
 - b 医療的ケアが必要な児童生徒等の登校に当たって、学校は事前に受入体制などを学校医や医療的ケア指導医等に相談すること。
 - c 医療的ケアの実施においては、「1ケア1手洗い（手指消毒）、ケア前後の手洗い（手指消毒）」を基本とすること。
 - d 教室等については、1日1回以上、湿式清掃し、乾燥させること。
 - e 児童生徒等と接する機会がある教職員等も一層の感染対策を行う。
 - f 校外活動等は可能な限り控えるとともに、感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避ける。
- 上記の他、文部科学省が示した「特別支援学校等における新型コロナウイルス感

感染症対策に関する考え方と取組（令和2年6月19日版）」をもちに、必要な措置を講じる。

(エ) 海外から帰国した児童生徒等への対応について

政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている児童生徒等は、当該期間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。出席停止の指示を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう必要な措置を講じる。

2 学習指導に関すること

(1) 指導計画等の再構築と児童生徒や保護者との共有について

ア 各学校は、これまでの学習状況を踏まえ、指導計画や時間割を必要に応じて再構築するとともに、計画的な学習支援を講じる。

イ 身体的距離の確保等のため分散登校等を実施する際は、家庭学習日においても、時間割を設定し、教科書及び併用できる紙の教材等、テレビ放送、オンライン教材・動画、同時双方向型のオンライン指導等を組み合わせた学習支援を講じる。

ウ 学びの保障のための取組方針等について、児童生徒や保護者に丁寧に説明し、共有を図る。

エ 特別支援学校等においては、児童生徒等の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を十分踏まえ、個別の指導計画等の精査や見直しを行う。加えて、家庭における学習内容の提示や教材等の提供に当たっては、児童生徒や必要に応じて協力を求める保護者等にとって実施しやすい方法や留意すべき点等も合わせて分かりやすく示すこと等に配慮する。

(2) 授業における工夫について

ア 身体的距離の確保等

人と人の距離については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式とならないような形で教育活動を行う。

地域の感染状況によっては、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を2つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせ、異なる教室や時間で指導を行う等の対応をとる。

イ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について

指導方法については、感染症対策を講じた上で、柔軟に見直し工夫した取組を行う。特に、近距離で対面形式となるグループワークについては、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが特に高い学習活動のため、地域の感染状況を踏まえ、可能なものは避け、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどして実施について慎重に検討する。

ウ 各教科等の指導における感染症対策について

(ア) 各教科等の指導において a～f に掲げるものなどについては、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動である。「★」はこの中でも特にリスクの高い活動である。地域の感染状況を踏まえ、「接触」、「密集」、「近距離での活動」、「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方

向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施する。

また、「★」以外の活動についても、地域の感染状況を踏まえ、実施の有無を慎重に検討する。

- a 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」(★)
- b 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- c 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)
- d 図画工作、美術における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- e 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」(★)
- f 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★)や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)

なお、実施する際は、以下のことなど可能な限り感染症対策を講じる。

○児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」等について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞る。

○できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。

○器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせる。

(イ) 体育の授業について

体育の授業実施に当たっては、感染リスクの高い3つの条件を徹底的に避けるよう、実施内容や方法を工夫する。

また、臨時休業の長期化により体力の低下が懸念されることを踏まえ、児童生徒の身体状況を把握しながら段階的に活動を行う。

a 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せず、児童生徒や保護者の意向を尊重する。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断する。

b 体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施する。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意する。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。

c 体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保するなど令和2年5月21日付け教体第238号「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」を踏まえた取扱いをする。

d 水泳については、令和2年5月25日付け教体第244号「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」を参照する。

(ウ) 実習等を実施する際の配慮事項

- a 共用の教材、教具、機器や設備などを触る前後で手洗いを徹底する。
- b 熱中症防止のため、活動前や活動中にも水分補給を行うなど適切な措置を講じる。

(3) 学校の授業における学習活動の重点化について

令和2年(2020年)7月22日付け教義第398号「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について(第2報)」で通知した留意事項を踏まえ、感染拡大防止に十分配慮しながら、教師が様々な工夫を行いつつ、学校における指導を充実させること。

(4) 臨時休業に伴う学習の遅れへの対応について

各学校においては、臨時休業期間における計画的な家庭学習による学習内容の定着状況等の確認を行い、例えば1コマを40分や45分に短くした上での一日当たりの授業コマ数の増加等の時間割編成の工夫、学校行事の重点化や準備期間の短縮、長期休業期間の短縮など必要な措置を講じる。

(5) 臨時休業期間中の学習支援について

ア 感染拡大により再び臨時休業となった場合は、児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、(1)の取組も参照し、各学校の教育課程に基づいた指導計画を見直し、特別の時間割を作成し、計画性を持った家庭学習を課すなどの工夫を講じ、適切な学習支援、適度な状況把握、適正な学習評価を行う。

イ 感染拡大防止に十分配慮しながら、教師が様々な工夫を行いつつ、学校における指導を充実させるため、地域の感染状況や児童生徒・教職員の負担を勘案しつつ、臨時休業期間中も登校日を設ける、学校の空き教室等も最大限活用して分散登校を実施するなどして、学校での指導も検討する。その際、進路の指導の配慮が必要な小学校第6学年・中学校第3学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮するなど、児童生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、対応を検討する。

ウ 令和2年(2020年)4月24日付け教義第99号「今後の臨時休業期間中において本県の義務教育諸学校における学習指導の具体例及び留意事項等について(通知)」を参照する。

3 学校運営上の工夫について

各学校は、教育活動に際して、「2 学習指導に関すること」の取組を徹底するとともに、地域の感染状況に応じて、以下の(1)~(3)の取組を行う。

(1) 分散登校

人と人の距離については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式とならないような形で教育活動を行う。地域の感染状況によっては、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、時間帯又は日によって登校の対象とする学年又は学級を順次変える方法や、学級を複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える方法等により分散して登校させ、授業を行うことを検討する。

(2) 時間短縮

集団で過ごす時間を短縮するため、地域の感染状況によっては、40分授業や、午前中で授業を終わらせるなどして在校時間の短縮を図る。

(3) 時差登校

通学時のバスや電車内での感染リスクを下げるため、地域の感染状況によっては、登校時刻をずらして登校させる。

4 学校生活における配慮事項

(1) 児童生徒等への指導について

学校生活においては、登下校や休み時間など教職員の目が届かない所での児童生徒等の行動が大きな感染リスクとなる。児童生徒等が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」（文部科学省）資料等を活用して感染症対策に関する指導を行う。

(2) 登下校時の配慮事項について

登下校中においては、原則マスクの着用。ただし、十分身体的距離（最低2メートル）が確保できる場合は、マスク着用は必要ない。また、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう指導する。また、集団登下校の際に密接とならないよう指導するとともに、校門や玄関口等での密集が起らないような工夫を行う。また、年度当初から臨時休業が長期に及んだことから、交通安全や犯罪の観点も踏まえた安全指導を行うことや、地域と連携した見守り活動（登下校防犯プラン）の実施など、登下校時の児童生徒等の安全確保に取り組む。特に、児童生徒等が通学路を一人で登下校するといったことも想定されるので、特段の注意を払う。

(3) 休み時間及び昼食時の配慮事項について

児童生徒等の密集を避けるため、休み時間や昼食時において、狭いスペースや売店等で密集したり、向かい合っでの飲食、飲み物の回し飲みなどを行ったりしないよう指導する。

熱中症については、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生する場合もある。夏季休業期間中、屋内で過ごすことが多くなっており、熱中症防止の観点から適切な指導・措置を講じる。

(4) 清掃活動の配慮事項について

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクを着用した上で行う。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うよう指導する。

(5) 健康診断について

健康診断は、児童生徒等の健康状態を把握するため、年間のいずれかの時期で実施する。（令和2年度は6月30日までに行う必要はない。）なお、「令和2年度（2020年度）児童生徒等の健康診断の実施に係る対応について」（令和2年4月30日教体第178号通知）を参考に、感染症対策を行った上で適切に対応する。

5 集会及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること

(1) 始業式、終業式及び学年集会等について

放送設備等の活用など、工夫を行うことで、3つの条件が重なることのないよう、感染拡大防止の対策を実施する。

(2) その他の学校行事について

ア 地域の感染状況等も踏まえ、感染拡大防止の措置、開催方式の工夫等の措置、延期等の対応を行う。

イ 修学旅行については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)や「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえて、学校や市町村教育委員会等の学校設置者において適切に判断し、実施に際しては一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等(令和2年(2020年)6月26日付け義務教育課事務連絡)を参考に旅行事業者等と連携し、新型コロナウイルスの感染症対策の徹底に努める。

その上で、当面の措置として修学旅行を取り止める場合においても、その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮し、中止ではなく延期扱いとすることを検討するなどの配慮を行う。

ウ 海外への修学旅行等については、諸外国の状況等、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集を行った上で、次年度以降への延期を含めて慎重に検討する。

エ 例年実施している定期の家庭訪問については、児童生徒等の心身の状況や家庭環境等の把握の必要性、地域の感染状況等を踏まえ判断する。また、実施する場合は、保護者の理解を得た上で、感染拡大防止の措置、実施方式の工夫等(玄関先等での面会など)の措置を行う。

オ 特別支援学校において、翌年度の就学に係る相談や見学については、3つの条件が重ならない方法を工夫したり、対象者のマスク着用を求めたりするなどして、感染防止に努める。

6 部活動に関すること

部活動の実施に当たっては、感染リスクの高い3つの条件を徹底的に避けるよう、実施内容や方法を工夫する。可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重に検討する。

児童生徒の健康・安全の確保のため、児童生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認する。

部活動は、児童生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、児童生徒の健康・安全の確保のため、児童生徒だけに任せるのではなく、教職員(部活動指導員を含む)が部活動の実施状況を把握する。

(1) 活動日数・時間(県の指針に準ずる。)

※小学校の文化部活動については、指針に示しているとおりとする。

ア 1週間の練習日は、5日以内とする。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

イ 1日の練習時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

ウ 活動時間や休養日については、部活動の指針に準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。特に分散登校を実施する学校では、部活動の指針よりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とする。

(2) 体調管理

ア 活動前後に必ず検温を含めた体調管理を行う。

イ 児童生徒に発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られるときは、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養させるよう指導する。

(3) 活動形態

ア 感染の可能性が高い活動は行わない。

イ 活動時間帯を学年別やグループ別に分けて活動を行うなどの工夫を行うことで、一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないよう配慮する。

また、咳エチケットを行った上で十分な身体的距離を確保して活動するなど、できる限り児童生徒同士の距離を離すよう配慮するとともに、不要な接触を避けるよう指導する。

ウ 用具等を共用する場合は、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。

エ マスクの着用については、次の(ア)～(エ)の配慮があれば不要である。

(ア) 児童生徒の間に十分な距離を取っている場合。

(イ) 密集を避ける練習メニューを行う場合。

(ウ) 飛沫が感染リスクを高めるため、「近距離における対面での練習は避ける」などの工夫をしている場合。

(エ) 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じる。

(4) 活動環境

ア 活動場所については、可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意する。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用(消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒)を徹底する。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とする。特に、屋内において多数の児童生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は避ける。

イ 部室等の利用に当たっては、必要最小限の短時間の利用を心がけ、一斉に利用しないなどに留意し、可能な限り用具等の不必要な使い回しをしない、共用物を避けるなど指導する。また、室内は日頃の清掃により清潔な空間を保つようにする。

ウ 熱中症の予防については、(公財)日本スポーツ協会が示す熱中症予防のための運

動指針に基づいて適切な対策を講じる。

(5) 県外遠征等

ア 県外遠征等の実施については、県からの通知を適宜確認する。

7 **新型コロナウイルス感染症に伴う差別やいじめ等への対応について**

- (1) 適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うなど、偏見や差別が生じないように十分に配慮する。
- (2) 児童生徒等からの差別、いじめ等の相談を、早期に把握するため、既に各学校で整備されている教育相談体制等を活用し、組織的に対応する。
- (3) 児童生徒や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口として「24時間子供SOSダイヤル」等を適宜活用する。

8 **児童生徒等の心のケアについて**

- (1) 夏季休業等の長期の休業明けには、相当の心理的負担が懸念されることから、これまで以上に保護者、地域住民、関係機関等との連携のうえ、心のケア等について特段の配慮をする。
- (2) 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や授業担当者による観察など、継続して複数の教職員で児童生徒等の状況を丁寧かつ的確に把握する。その際、児童生徒に実施した「心と体の振り返りシート」(令和2年5月25日付け教安第120号通知)の結果を活用するとともに、ストレス度合いが高く、心のケアが必要と判断された児童生徒等については、引き続きスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの面談につなげる。
- (3) 児童生徒等の心のケアについては、「新型コロナウイルス感染症に対する心のケアに係る参考資料の送付について」(令和2年5月12日付け教安第84号通知)を参考にスクールカウンセラー等と連携した対応を行う。

9 **出席停止等の扱いについて**

- (1) 児童生徒等の出欠の取扱いについては、令和2年5月1日付け2文科初第222号の2(7)及び今回改訂した別添1「出席停止及び臨時休業等基準」を参照する。なお、感染の不安・心配を理由に登校できない児童生徒等については、保護者の同意のもと、校長判断で出席停止として取り扱う。
- (2) 児童生徒等の感染が判明した場合及び濃厚接触者に特定された場合、PCR検査を受けることが決定した場合は、週休日や長期休暇期間を問わず、保護者が速やかに学校へ報告する。

10 **学校給食に関すること(実施校のみ)**

学校給食の実施については、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業と配食等を行うよう改めて徹底する。

学校給食を停止する際は、関係事業者にも速やかに連絡を行い、関係者の理解と協力を得られるよう留意する。

- (1) 給食当番の児童生徒等
 - ア 給食当番活動前に留意すること
 - (ア) 下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無の確認（症状がある場合は、当番を交代させる）。
 - (イ) 清潔な給食衣とマスクの着用。
 - (ウ) 石けんを使った手指の洗浄。
- (2) 児童生徒等及び教職員
 - ア 食事前に留意すること
 - (ア) 石けんを使った手指の洗浄の徹底。
 - (イ) 準備が完了するまでマスクを着用。
 - (ウ) 配膳時に食品の周りに密集しない工夫。
 - イ 食事中に留意すること
 - (ア) 飛沫感染防止の観点から、机を向かい合わせにしない。
 - (イ) 会話を控える。
 - (ウ) 食品のやり取りを児童生徒等同士が直接行わない。
 - ウ 食事後に留意すること
 - (ア) 食事が出たビニールごみ、ストロー等を教室に残さない。
 - (イ) 配膳台用ふきんなどの洗浄と清潔保持。
 - (ウ) 食後はマスクを着用する。
- (3) 給食調理施設
 - ア 「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業等の実施と記録の保管。
 - イ 調理従事者等の健康観察の実施と記録保管。また、県のリスクレベルがレベル4の段階において同居の家族に風邪症状が見られる場合は、出勤せずに自宅で待機とする。
 - ウ 給食用食品納入業者の健康管理依頼。

11 学校運営協議会等と地域学校協働活動の一体的な実施について

学校だけでは解決できないような場合、地域の教育力を活用した学校運営協議会等と地域学校協働活動の一体的な実施を行う。

- (1) 方法
 - ア 学校運営協議会等において、学校再開に向けた学校運営の方針や課題を共有し、解決方法等を協議する。
 - イ 解決方法等を地域学校協働本部や地域学校協働活動推進員に伝える。
 - ウ 地域住民や各種団体に解決策の実行を依頼し、学校再開に向けた課題を解決する。
- (2) 具体例
 - ア 分散登校や時差登校を実施した場合の安全確保について
 - 低学年だけの登校や登校時間帯が変わるため、地域学校協働活動推進員が、地域住民に理解を促し、安全確保に向けた体制に協力を依頼する。
 - イ 児童生徒等が手を触れる箇所等の消毒について
 - 教室やトイレなど、特に児童生徒が手を触れる箇所について、教職員が消毒液を使

用した清掃を行うことは負担感が大きいため、地域学校協働活動推進員が、地域住民等に理解を促し、協力を依頼する。 等

12 チェックリスト等の活用

- (1) 各学校は、別添を参考にして、チェックリストを作成する。
- (2) 担任、授業者等はチェックリストを用いて、感染症対策の徹底に努める。
- (3) 管理職はチェックリスト等をもとに状況を確認し、必要に応じて指導・改善する。
- (4) 特別支援学校においては、令和2年5月15日付け通知「特別支援学校再開に係る運営上の対応チェックリスト」も参考に、最大限の予防策に努める。

【問い合わせ先】

○感染症対策健康管理及び学校給食に関すること

県立学校教育局体育保健課 096-333-2712

○心のケアに関すること

県立学校教育局学校安全・安心推進課 096-333-2720

○差別やいじめ等への対応に関すること

市町村教育局人権同和教育課 096-333-2702

県立学校教育局学校安全・安心推進課 096-333-2720

○学習指導及び学校行事の実施に関すること

市町村教育局義務教育課 096-333-2688

○部活動に関すること

(文化部) 市町村教育局義務教育課 096-333-2689

(運動部) 県立学校教育局体育保健課 096-333-2711

○特別支援学級に関すること

県立学校教育局特別支援教育課 096-333-2683

○多様な受入れ先の確保及び修学旅行に関すること

市町村教育局義務教育課 096-333-2689

○学校運営協議会等と地域学校協働活動に関すること

市町村教育局社会教育課 096-333-2698

市町村教育局義務教育課 096-333-2688

市町村立学校における感染防止対策チェックリスト 改訂版(例)

		種別	チェック ☑	確認事項
学校における感染症対策	準備体制	校内の環境整備		消毒液及び石けんの適切な場所への設置
				適切な座席配置(1mを目安に最大限の間隔を確保・対面とならない)
				清掃により、清潔な空間を保っている
		児童生徒等の受け入れ体制		家庭での検温等の確認ができなかった児童生徒等への対応
				児童生徒及び教職員が体調不良を申し出た際の対応
				心のケアに関して、スクールカウンセラー等との連携
	健康観察等に関する共通理解		登校前の家庭での検温、風邪症状等の確認に関する指導	
			健康観察の結果、欠席、早退に関する情報共有	
	指導体制	授業中における教室等の環境の整備		教室等のこまめな換気(気候上可能な限り常時、2方向の窓を同時に開ける)
				「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」が生じる活動の実施についての十分な検討
		感染症対策の指導		家庭で登校前の検温、風邪症状等の確認
				体調不良時の対応
			こまめな手洗い、咳エチケット等(校内では原則マスクを着用)	
学校生活全般の指導			感染等に対する正しい知識(根拠のないうわさ等に安易に同調したり、不確かな情報を拡散したりしない。)	
		休み時間における、「密閉」「密集」「密接」を避ける指導		
		給食時の配膳及び会食方法の指導		
		登下校時及び下校後の感染症対策の指導		
参考	<p>■学校医及び学校医及び薬剤師などと連携し、学校長を責任者として保健管理体制を構築すること</p> <p>■発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ等が確認された場合は、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること</p> <p>■次の症状がある場合は、熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(096-300-5909)に相談を行うこと</p> <p>☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合</p> <p>☆ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(4日以上は必ず)</p> <p>☆ 基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合</p>			

市町村立学校における感染防止対策チェックリスト(例)

	種別	チェック ☑	確認事項
給食について	給食配膳まで		給食調理施設では「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業の実施と記録の保管
			配膳に携わる児童生徒等及び教職員の健康状態とマスク、給食衣等の着用確認
			石けんを使った手指の洗浄及び消毒
			給食台の清潔保持
	給食中・後		配膳の際、児童生徒等が間隔を開けて並ぶなど密集を避ける工夫
			児童生徒等が同じ方向を向いた喫食する座席配置
			配膳完了後、児童生徒等同士による直接食品をやり取りしない指導
		食事後のマスク着用	

	種別	チェック ☑	確認事項
部活動について	活動前		体温、体調、同居家族の状況等についての確認
			使用する用具等の使用前の消毒、不必要に使い回しをしない指導
	活動中		活動中の健康状態の把握
			体育の授業における取扱いに準じたマスク着用
			一度に大人数が集まらないような活動形態への配慮
			水分補給等のコップ等の共用禁止
	その他		室内での活動におけるこまめな換気
		部室の消毒液を使用した清掃	
参考		短時間で交代して使用する等の部室利用の指導	
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校医及び学校医及び薬剤師などと連携し、学校長を責任者として保健管理体制を構築すること ■ 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ等が確認された場合は、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること ■ 次の症状がある場合は、熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(096-300-5909)に相談を行うこと ☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ☆ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(4日以上は必ず) ☆ 基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 	

市町村立学校における感染防止対策チェックリスト(例)

	種別	チェック ☑	確認事項
家庭における感染症対策	登校前		こまめな手洗い、うがい、咳エチケット等
			検温等による健康状態の確認
			マスクの着用、ハンカチ等の準備
	下校後		こまめな手洗い、うがい、咳エチケット等
			下校後の外出におけるマスクの着用
	日常生活		部屋のこまめな換気
			外出時のマスク着用
			こまめな手洗い、うがい、咳エチケット等
	家庭教育		感染等に対する正しい知識(SNS等の書き込みに安易に同調したり、不確かな情報を拡散したりしない。)
			外出時における、「密閉」「密集」「密接」を避ける行動
参考		<p>■ 児童生徒等に発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・臭覚障がい等ある場合は、学校に連絡し、自宅療養する</p> <p>■ 県のリスクレベルがレベル4の段階においては、同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様に、学校に連絡し、登校せずに自宅待機する</p> <p>■ 次の症状がある場合は、熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(096-300-5909)に相談を行う</p> <p>☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合</p> <p>☆ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(4日以上は必ず)</p> <p>☆ 基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合</p>	

別添1

新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準

令和2年（2020年）8月18日

熊本県教育委員会

1 出席停止の基準・期間

	基準	期間
①	幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」という。）の感染が判明した場合	治癒するまで
②	児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間
③	児童生徒等がPCR検査を受けることが決定した場合（上記②の濃厚接触者に特定された者を除く）	陰性と判明するまでの期間
④	児童生徒等に発熱等の風邪症状や息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障がい等の症状がみられる場合	症状がみられなくなるまで
⑤	海外から帰国し、政府から自宅待機を要請された場合	政府から要請された期間
⑥	その他、校長が出席停止を必要と認める場合 ※1	校長が必要と認める期間
⑦	熊本県リスクレベル※2のレベル4に該当する際、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合	同居の家族に症状がみられなくなるまで

※1 「その他」とは、次の状況等のことをいう。

- ・児童生徒等や保護者が、登校について不安（感染する不安・同居する家族に感染の疑いがあり、他人に感染させる恐れによる不安等）を持ち、保護者から休ませたいと相談があった場合。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等に感染の不安があり、主治医の見解を基に、保護者から休ませたいと相談があった場合。

※2 熊本県リスクレベル

リスクレベル	県の判断基準
レベル4 特別警報	県内で ①新規感染者15名以上 かつ ②リンク無し感染者8名以上
レベル3 警報	県内で ①新規感染者10名以上 又は ②リンク無し感染者5名以上
レベル2 警戒	県内で ①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生 かつ ②県内では新規感染者が未発生
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない

2 臨時休業等の基準・措置・期間

県教育委員会は、感染した児童生徒等や教職員の学校における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認し、以下の(1)から(4)までの適用について、健康福祉部局と協議のうえ、総合的に判断し決定する。

(1) 学校内において、感染者が判明した場合

基準	児童生徒等又は教職員の感染が1人以上判明した場合
措置	当該校の全部又は一部の臨時休業を実施する ※3
期間	濃厚接触者が保健所により特定され、感染者の学校内での活動の状況や学校の感染拡大の状況を踏まえ、学校での感染拡大の恐れがなくなるまでの間

※3 感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかで、学校内で他の児童生徒等に感染が広がっている恐れが低い場合は、学年単位、学級単位等の臨時休業の措置範囲を縮小することがある。

(2) 学校内に感染者はいないが、地域において感染者が発生した場合

基準	熊本県リスクレベルがレベル2警戒に該当し、保健所管内において感染経路が不明な感染者や新規感染者が増加している場合やその保健所管内(隣接する県を含む)から通学・通勤する児童生徒等及び教職員が多い場合
措置	当該保健所管内にある全部又は一部の県立学校の臨時休業若しくは分散登校等 ※4 を検討し、適切な対応を行う
期間	地域の状況に応じた感染拡大防止上必要な期間

※4 分散登校、時差登校、時間短縮等のこと

(3) 学校内に感染者はいないが、地域において感染が拡大している場合

基準	熊本県リスクレベルがレベル3警報、レベル4特別警報に該当する場合又は知事から臨時休業の要請又は事実上の協力要請があった場合
措置	地域の感染状況に応じて、県内の全部又は一部の県立学校の臨時休業若しくは分散登校等を検討し、適切な対応を行う
期間	地域の状況に応じた感染拡大防止上必要な期間

(4) 学校内に感染者はいないが、本県が緊急事態宣言の対象区域に属した場合

基準	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県に緊急事態宣言が出された場合
措置	地域の感染状況に応じて、県内の全部又は一部の県立学校について臨時休業若しくは分散登校等を検討し、適切な対応を行う
期間	地域の状況に応じた感染拡大防止上必要な期間

3 その他

- (1) 学校は、児童生徒等が「1 出席停止の基準・期間」の「基準」に該当した場合は、保護者から学校に報告するよう通知する。
- (2) 出席停止及び臨時休業の基準・期間等については、今後の感染拡大の状況や国や県・市の状況分析・提言等を踏まえ、変更する場合がある。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食卓

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

基本的な感染症対策について周知事項

	教職員	児童生徒等
咳エチケット	<ul style="list-style-type: none"> 感染経路を断つためには、手洗いや咳エチケットを徹底を指導する。 咳エチケットとは、咳やくしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることを指導する。 △教職員についても児童生徒等と同様とする。 	<p>《正しい咳エチケットについて》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①マスクを着用する。 ②マスクがない時は、ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う。 ③マスクやティッシュ・ハンカチがない時、またとっさの時は、袖で口・鼻を覆う。
手洗い	<ul style="list-style-type: none"> 石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行うことで十分にウイルスを除去できることを指導する。 様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、 <ol style="list-style-type: none"> ①外から教室に入る時 ②咳やくしゃみ、鼻をかんだ時 ③給食（食食）の前後 ④掃除の後 ⑤トイレの後 ⑥共有の物を触った時 など、こまめに手を洗うことが重要であることを指導する。 手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導する。 	<p>《正しい手の洗い方》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこする。 ②手の甲をのばすようにこする。 ③指先・爪の間を念入りにこする。 ④指の間を洗う。 ⑤親指と手のひらをねじり洗いをする。 ⑥手首も忘れず洗う。 ⑦十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでふき取る。
マスクの取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育活動においては、原則マスクを着用する。特に、近距離での会話や発声等が必要な場面では、マスクの着用の徹底を指導する。 △教職員についても児童生徒等と同様とする。 	<p>《正しいマスクの着用》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①鼻と口の両方を着実に覆う。 ②ゴムひもを耳にかける。 ③隙間がないよう鼻まで覆う。 <p>《正しいマスクの取り扱い》</p> <ul style="list-style-type: none"> マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保つ。
登校(出勤)前の体温測定	<ul style="list-style-type: none"> 家庭と連携し、健康観察表を活用して、毎朝の検温や風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がいの有無を確認するよう指導するとともに、健康観察表を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に、保健室や職員室等に入室するよう指導し、検温及び健康観察等を行う。 登校前に健康状態を確認できなかった児童生徒等が多数いる場合には、全教職員で連携して対応できるような体制を整備する。 同居の家族にも健康管理に取り組んでいただけるよう呼びかける。 △教職員についても児童生徒等と同様に毎朝の検温や風邪症状等の確認など健康管理に取り組む。 	<p>《児童生徒等・保護者へ》</p> <ul style="list-style-type: none"> 登校前に自宅において、毎朝、検温と風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がいの有無を確認する。 自宅で行った健康観察結果は「健康観察表」に記入し、学校に持参する。
自宅休養及び健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られる場合は、自宅で休養するよう指導する。 学校で発熱、風邪症状等が見られる場合には、保護者に連絡して、自宅で休養させるようにする。 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。 県のリスクレベルがレベル4の段階においては、同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様に、学校に連絡し、登校せずに自宅で待機とする。 △教職員についても、発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られる場合は、自宅で休養する。 	<p>《児童生徒等・保護者へ》</p> <ul style="list-style-type: none"> 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られる場合は、自宅で休養する。 県のリスクレベルがレベル4の段階においては、同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様に、学校に連絡し、登校せずに自宅で待機とする。

熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口について

県保健所（10か所）と県庁の帰国者・接触者相談センターを一元化し、専用相談窓口を開設。

熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（コールセンター） 096-300-5909（24時間対応）

このような症状時に相談 ☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（4日以上は必ず）

☆ 基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（参考）熊本市にお住まいの方は 熊本市新型コロナ相談センター 096-364-3222（24時間対応）

（R2.5.26現在）

健康観察表(例)

月

学年・組

氏名

毎朝、検温及び健康状態の確認を行い、記入してください。

月日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
曜日																
検温時間																
体温																
風邪症状、だるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚障がいの有無																
備考(同居家族の風邪症状など)																
保護者サイン																

月日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
曜日															
検温時間															
体温															
風邪症状、だるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚障がいの有無															
備考(同居家族の風邪症状など)															
保護者サイン															

- ・この健康観察は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、家庭で行い、毎日、学校に持参するものです。
- ・発熱や風邪症状等が出た場合は、学校に連絡し、自宅で休養してください。
- ・次の症状がある場合は、熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(096-300-5909)に相談して、相談結果を学校に連絡してください。
※ただし、熊本市在住の方は熊本市新型コロナウイルス相談センター(096-364-3222)に相談してください。
- ☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ☆ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(4日以上は必ず)
- ☆ 基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

